



養育費を確実に
受け取りたい方へ

ひとり親家庭等の 養育費確保を 支援します

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、公正証書の作成や調停、養育費保証に要する費用の一部を補助する制度です。

補助対象

民間ADRの活用 <補助上限額:5万円>

民間ADR^{※1}により養育費の取決めに向けた協議を行う場合、第1回調停までの費用を補助
(ADR(裁判外紛争解決手続)とは、専門家の仲介のもと話し合いで解決する制度です。)

公正証書等の作成 <補助上限額:2万4千円>

養育費の取決めに係る公正証書作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助
(養育費調停等にかかる弁護士委託費用は補助対象になりません。)

養育費保証の利用 <補助上限額:5万円>

保証会社との養育費保証契約^{※2}を締結する際に必要となる費用を補助

対象者

ひとり親家庭又は現に20歳未満の児童を扶養している親であって離婚を予定している方で、次の各号すべてに該当する方

- (1) 札幌市内に居住していること
- (2) 養育費の対象となる児童を現に扶養していること(離婚を予定している親の場合は、離婚後も引き続き養育費の対象となる児童を扶養する予定であること)

※1 ADRとは、裁判ではなく、法務省の認証を受けたADR事業者が双方の言い分を聞きながら、専門家としての知見を活かし、話し合いによって合意を図る手続きです。裁判所の手続きに比べ、短期間での合意が見込まれます。ADR事業者は、法務省のホームページ「かいけつサポート」でご確認ください。

※2 養育費の不払いが発生した場合に保証会社が養育費の立替え払いを行い、支払者に督促を行うもの。

申請手続き

申請書ほか必要書類を揃え、期限内に**お住まいの区の保健センター(健康・子ども課)**にご提出ください。 ※申請書・同意書は、「さっぽろ子育て情報サイト」からダウンロード、または区の健康・子ども課でお受け取りいただけます。

各補助対象の申請期限

民間ADRの活用	一回目の調停が終了した日から 1年以内
公正証書等の作成	債務名義に関する書類が作成された日から 1年以内
養育費保証契約の利用	保証契約を締結した日から 1年以内

申請時に必要な書類

- ア 交付申請書
- イ 児童扶養手当証書
児童扶養手当証書をお持ちでない方は、申請者及び対象となる児童の戸籍謄本、世帯全員の住民票(戸籍・住民票は、発行から3か月以内のものに限る。)
- ウ 同意書(児童扶養手当受給関係情報、住民登録地情報の調査に係るもの)
- エ 対象となる経費の金額がわかる領収書等
- オ 【補助対象ごとに必要な書類】

民間ADRの活用	一回目の調停が実施されたことが、弁護士会もしくは認証ADR事業者により証された書類
公正証書等の作成	養育費の取り決めを交わした文書(公正証書・調定調書等)
養育費保証契約の利用	養育費保証会社と締結した契約の契約書

※領収書等は、原本を確認した上で写しを取らせていただきますので、申請の際は原本をお持ちください。
※このほか、必要に応じて追加の資料が必要となる場合があります。

問い合わせ先 | 各区 健康・子ども課 子ども家庭福祉(担当)係

中央区 011-205-3354	北区 011-757-2563	東区 011-711-3214
白石区 011-861-0336	厚別区 011-895-2499	豊平区 011-822-2473
清田区 011-889-2051	南区 011-522-5780	西区 011-621-4242
手稲区 011-688-8597		

ひとり親家庭等へのお知らせ

さっぽろ子育て情報サイト



チャットボット
始めました!

ひとり親家庭支援センターHP



養育費に関する相談など
を行っています

LINE@札幌市ひとり親家庭支援



または、友だち検索で
「@sp-hitorioya」と入力!



さっぽろ市
02-G02-23-2324
R5-2-1431
2023年12月作成